

○議 事 日 程（第 1 号）

令和 6 年 9 月 3 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 63 号 訴えの提起について
- 日程第 5 議案第 64 号 訴えの提起について
- 日程第 6 議案第 65 号 訴えの提起について
- 日程第 7 議案第 66 号 関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 67 号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 68 号 関ヶ原町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 69 号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 70 号 関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 71 号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 72 号 令和 6 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 14 議案第 73 号 令和 6 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 74 号 令和 6 年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 75 号 令和 6 年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 議案第 76 号 令和 6 年度関ヶ原町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 報告第 5 号 令和 5 年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 19 議案第 77 号 令和 5 年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 78 号 令和 5 年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 79 号 令和 5 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 80 号 令和 5 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 81 号 令和 5 年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 議案第 82 号 令和 5 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

日程第25 議案第83号 令和5年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第26 議案第84号 令和5年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第27 議案第85号 令和5年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（7名）

1番	北村一磨君	3番	子安健司君
4番	中川武子君	5番	田中由紀子君
6番	松井正樹君	7番	谷口輝男君
8番	高木博之君		

○欠席議員（1名）

2番 吉田 仁 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西脇康世君	副 町 長	藤田栄博君
教 育 長	渡邊勝敏君	参事兼総務課長	澤頭義幸君
企画政策課長	高木久之郎君	地域振興課長	関東正晃君
会計管理者 兼税務課長	福安健司君	住 民 課 長	西村克郎君
産業建設課長	兒玉勝宏君	水道環境課長	坂東 崇 君
診療所事務局長 兼医療保健課長	山 田 勝 君	介護事業課長	吉森明博君
教 育 課 長	徳永英俊君	西消防署長	桐山 潤 君
古戦場活用推進課長	安部 樹 君		

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	難波真哉	書 記	西尾英典
書 記	西村里美		

開会・開議の宣告

○議長（谷口輝男君） ただいまから令和 6 年第 5 回関ヶ原町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口輝男君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、6 番 松井正樹君、8 番 高木博之君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（谷口輝男君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月18日までの16日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から 9 月18日までの16日間と決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（谷口輝男君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和 6 年 5 月分から 7 月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷して配付してあります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第63号から日程第 6 議案第65号までについて（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第 4、議案第63号 訴えの提起についてから日程第 6、議案第65号 訴えの提起についてまでを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは、議案第63号から議案第65号の訴えの提起につきましては、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

町営住宅において、滞納家賃の請求及び明渡し請求につき訴えを提起するため、地方自治法

第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるため、それぞれ本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、産業建設課長から説明いたさせます。

○議長（谷口輝男君） 児玉産業建設課長。

○産業建設課長（児玉勝宏君） 失礼いたします。

議案第63号から第65号 訴えの提起についての詳細説明を申し上げます。

この訴えは、町営住宅に大量に家財道具を残したまま、実際には居住実態がない方で滞納額が高額な3名に対して、町営住宅家賃の請求及び町営住宅明渡しを求め、岐阜地方裁判所大垣支部に訴訟を提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案のほうでございます。

1としまして、被告となる相手方の住所、氏名でございしますが、こちらは議案書に記載のとおりとなります。議案第63号から65号までに記載の合計3名に対して、今回提訴をさせていただくものでございます。

2としまして、管轄の裁判所で岐阜地方裁判所大垣支部となります。これ以降の内容につきましては、議案第63号から第65号まで同一の内容でございます。

3としまして、請求の趣旨ですが、(1)は、相手方が入居している町営住宅の明渡しと明渡しの期限の翌日から明渡しに至るまでの家賃等の損害金の支払いを求めるもので、(2)としては滞納家賃の支払いを求めるもの、(3)として訴訟費用の負担を求めるものでございます。

4としまして、訴訟遂行の方針は、(1)は弁護士を訴訟代理人として定めるもので、(2)は第1審判決の結果、必要がある場合は上訴するものとし、相手が上訴した場合、また反訴した場合は応訴する。第2審の判決の場合も同様とするというものでございます。

以上、御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより議案第63号 訴えの提起についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 生活実態はないというふうに言われましたけど、結局こちらには住んでおらず、手続がされていないということかと思うんですけど、その生活実態をどのようにつかむ努力をされているのかということと、福祉の方面にも確認、連携して確認されたのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 児玉産業建設課長。

○産業建設課長（児玉勝宏君） まず、確認の方法でございしますが、特に郵送物等、それでお送

りしたところ全く届かないということ、それから実態としまして、現場に行きましたところ、郵便物がたまっており、住んでいる形跡がないということなどの確認でございます。

それから、福祉の関係ということでございますが、確認はしておりません。恐らく福祉のほうへの相談等もないものというふうに判断をしておりますので、そういったことはしていないということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（谷口輝男君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） 具体的な金額、3件、滞納額、お答えいただけるのでしたらお願いします。

○議長（谷口輝男君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 具体的ということはちょっとあれですが、1人の方は80万円ほど、それから50万円を超えている方、もう一件につきましては実は20万円を超えているんですけど、途中までは納付相談をしておりました。そういうことができたということでございますけれど、途中からできなくなったと。

また、裁判の提訴についてもお話をしてきたわけなんですけど、どうぞどうぞという形で、そういった話もありましたので、現在、行方も分かりませんので、今回訴訟に踏み切ったという内容でございます。よろしく願いいたします。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第64号 訴えの提起についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより議案第65号 訴えの提起についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第66号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第7、議案第66号 関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第66号について御説明申し上げます。

子ども・子育て支援等の一部を改正する法律により児童手当法が改正され、所得制限が撤廃されることに伴い、児童手当法附則第2条の特例給付が廃止されるため、本条例において引用している当該規定を削除するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

日程第8 議案第67号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第8、議案第67号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第67号について御説明申し上げます。

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、税務課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 福安税務課長。

○会計管理者兼税務課長（福安健司君） 失礼いたします。

それでは、議案第67号 関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案書の7ページ、議案資料は2ページとなります。

今回の改正につきましては、先般、6月議会定例会におきまして御承認をいただいた本条例において、改正の際に一部項ずれが反映されていない部分があることが確認されたため、条文を改めるものです。

資料の新旧対照表2ページをお願いいたします。

附則第9条の3第14項第5号中、「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改めるものでございます。

議案書の7ページをお願いいたします。

附則といたしまして、本改正における施行日は公布の日とさせていただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、今回の改正についての概略説明となります。今後につきましては、改正案の精査を徹底いたしまして、このようなことがないように努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

日程第 9 議案第68号及び日程第10 議案第69号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第 9、議案第68号 関ヶ原町印鑑条例の一部を改正する条例について及び日程第10、議案第69号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例については関連がありますので、一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第68号 関ヶ原町印鑑条例の一部を改正する条例について及び議案第69号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

個人番号を利用したコンビニ交付サービスの開始に向け、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

議案第68号 関ヶ原町印鑑条例の一部を改正する条例及び議案第69号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

議案書は 8 ページから 11 ページでございます。

今般の条例改正でございますが、印鑑登録証明書の交付に関しまして、役場窓口においては個人番号カードの提示でも可能とし、また、コンビニエンスストアにおいては、個人番号カードもしくはスマホ用電子証明を搭載したスマートフォンにおいての交付を可能とすることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案資料の 3 ページ、4 ページをお願いいたします。

関ヶ原町印鑑条例の新旧対照表でございますが、第10条第 4 項でございますが、現在、印鑑

登録証明書の交付を役場窓口にて申請をする場合は、必ず印鑑登録証の提示が必要になってございますが、個人番号カードの提示によっても申請ができることを追加しまして、第10条の2はコンビニエンスストアでの印鑑登録証明書の交付申請でございますが、第1項第1号は個人番号カードでの手続、第2号はスマホ用電子証明を搭載したスマートフォンでの手続を可能とすることを追加するものでございます。

4ページの関ヶ原町手数料徴収条例の新旧対照表でございますが、第2条関係の別表、事務の種類9でございます。

事務の内容2において、第4項の追加は、役場窓口での個人番号カードの提示による印鑑登録証明書の交付、及び第10条の2はコンビニエンスストアでの印鑑登録証明書の交付について追加をするものでございます。

議案書の9ページに戻っていただきまして、印鑑条例の附則及び次のページ、11ページの手数料徴収条例の附則でございますが、施行期日を令和6年12月1日とするものでございます。

なお、コンビニエンスストアでの交付の開始につきましては、12月10日の予定でございます。

以上、簡単ですが、詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより議案第68号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 私はマイナンバーカードの活用については反対の立場であります、町民の方から、この間コンビニに行って住民票を出そうとしたら出なんだというお怒りの御意見をいただきまして、何か12月からだというふうに言われましたと言って、もうちょっとその辺は周知すべきではないかという御意見をいただいたんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（谷口輝男君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼をいたします。

コンビニ交付の周知につきましてでございます。

まだ、今般の議会で上程をさせていただきますので、12月10日からコンビニ交付が始まるという決定がまだなされていない状況でございますので、本会議において議決をいただきましたら、11月号、12月号等々での広報紙またはホームページ等で周知のほうを図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑は。

〔挙手する者あり〕

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） 町内のコンビニ3店舗あるかと思うんですけど、全部の店で交付は可能ということでよかったですか。

○議長（谷口輝男君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

町内3コンビニエンスストアはもちろんのこと、全国的な、全国のコンビニエンスストア、どちらにおいても交付可能ということでございます。よろしくお願いします。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第69号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第70号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第11、議案第70号 関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第70号について御説明申し上げます。

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令により引用している本条例第2条におきまして項ずれが生じましたので、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第71号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第12、議案第71号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第71号について御説明申し上げます。

番号利用法等の一部改正により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴うもの及び厚生労働省通知に伴う徴収猶予の期間等、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

議案第71号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

議案書は14ページ、15ページでございます。

今般の条例改正でございますが、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料の徴収猶予の取扱いに関する通達並びにマイナンバー法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、1つ目としまして、急患等として医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の徴収を猶予する期間について、最長1年とすることができる規定の追加、2つ目としまして、マイナンバー法の改正によりまして、令和6年12月2日から被保険者証の発行が廃止されることに伴い、国民健康保険法において被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料を科すことができる規定が削除されることによる改正でございます。

議案資料の7ページをお願いいたします。

第21条の徴収猶予でございますが、例えとしまして、認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りのない方が急患等として医療機関を受診した被保険者に対しまして、生活保護の開始を職権で決定した後、支払い能力があることが判明し、生活保護の廃止とともに、治療に要した医療費の全額を返還請求する事案等を踏まえ、本人の負担能力の有無の確認、また、負担能力があるにもかかわらず、預貯金の引き出しができない方が資金を活用できるようになるまで保険料の徴収猶予期間を延ばすことで、生活保護廃止後に本人に予期せぬ支払い請求がされるなどを未然に防止するため、最長1年間徴収を猶予することをできる規定を追加するものでございます。

第25条でございますが、被保険者証が廃止されることに伴う国民健康保険法の改正によりまして、同法の第9条第5項から8項までが削除されたことにより、第9項が第5項となり、合わせて被保険者証の返還についての文言を削除するものでございます。

議案書の15ページに戻っていただきまして、附則でございますが、第1条としましては、施行期日を令和6年12月2日からとするものでございます。

第2条では、改正後の第21条については、令和6年12月以降の保険料分に適用し、11月以前

の保険料については従前の例によること、第3条では、施行日以前の行為及び施行日以後において保険料を徴収しないことによる被保険者証の返還については、なお従前の例によるものがございます。

以上、簡単でございますが詳細説明をさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 現行の健康保険証の廃止に伴う改正ということですが、全国で新聞社が調査したところによりますと、非常に不安を持っておられる方が見えて、カードを持ってみえない方、そしてカードと健康保険証をひもづけていない方が一体どうなるのかということで、大変不安がられているというアンケートの結果が出ておりました。

それで、関ヶ原ではこの間の広報で周知がされているんですけど、なかなかタイトルに、健康保険証が廃止されますというタイトルになっていますので、中身を詳しく読めば理解ができと思うんですけど、なかなかそういうところまでいかない人もいますので、大事なのは現場での周知だというふうに思いますが、その現場での周知はどのようにされているのか。いわゆるマイナンバーカードがなくても資格確認書で送られてくるので大丈夫ですよということがきちんと説明されているかどうかということをお伺いします。

もう一つ、今、小学生の皆さんが傍聴に見えているんですけど、修学旅行なんかでは、今までは健康保険証のコピーを修学旅行のときに持ってきたというようなことだったと思うんですが、今後、廃止された以降どうなるのか伺いたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

マイナンバーカードについての今後、マイナ保険証のことでございますが、どうなるかと不安に思ってみえる方がたくさん多く見えるというようなことでございます。確かにそういうお問合せとか不安に思ってみえるということもあるかも知れませんが、基本的にマイナンバーカードは12月1日までの発行で、12月2日以降は発行がされないということでございます。

しかしながら、マイナンバーカードを持ってみえない方については、資格確認書というものを発行させていただくことで医療機関等では受診は可能ということです。窓口のほうとか電話のほうでお問合せいただければ、その辺丁寧に御説明をさせていただいておるところでございますが、先ほど議員おっしゃられた現場というのが、現場というのは医療機関のことをおっしゃってみえるのであれば、ちょっと私のほうからの回答はちょっと難しいのかなとは思ってい

るところでございます。

また、先ほど修学旅行の、今まではコピーの保険証、保険証をコピー、写して持っていったみえたということでございますが、これから今後は教育委員会のほうでどのようにされるかわかりませんが、マイナンバーカード、またもしくはマイナンバーカードにつきましては個人個人のカードでございますので、そのマイナンバーカード自体を持っていくというのも一つの方法かわかりませんが、その辺につきましては教育委員会のほうで御検討されることと思いますので、私のほうからはっきりした御回答のほうは差し控えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） いいかな。今、マイナンバーカードやろう。

○住民課長（西村克郎君） すみません、今、発言中、マイナンバーと健康保険証を間違えて言いましたので、廃止されるのは健康保険証でございます。ちょっと訂正をお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊勝敏君） 先ほどの修学旅行の案件ですけど、少なくとも今年度は修学旅行は全て終了しておりますので、この保険証が廃止されるのは12月1日、2日以降ということで、来年の実施が関ヶ原町は5月以降に実施されておりますので、それまでの期間に他校の事例とか県立学校の対応等を参考にさせていただきながら、教育委員会のほうで考えてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） すみません、再質問。

現場と言ったのは医療機関の窓口ということで、関ヶ原診療所等でそういう周知とかされているのかなというのが心配です。

○議長（谷口輝男君） 山田診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（山田 勝君） 失礼いたします。

既に、マイナ保険証という形でマイナンバーカードを健康保険証として御利用いただけるように窓口では対応をいたしております。

ただ、12月2日以降、新しく健康保険証は発行されないということですので、今既にお持ちのものを引き続き提示をしていただいて、診療所、医療機関にかかっていることについては対応をこのまま続くということですので、この先の動向については、厚労省なり総務省の広報等を踏まえて各自御判断いただければということをお思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（谷口輝男君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） マイナンバーカードは任意なので、あくまでも任意なので、何かマイナンバーカードでないと診療できないよみたいな誤解を与えるような説明は、やっぱりそれは困るので、それはやめていただきたいと思います。

今の健康保険証の代わりに資格確認書というのが来るので、今度からはそれを持ってきてくださいねというような説明をぜひお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（谷口輝男君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 制度が始まる時に、マイナンバーは確かに任意と言われましたけれども、今現状はマイナンバーに保険証はひもづけすると法律上決まっております。そういった意味で、マイナンバーは任意かもしれませんが、保険証を持っていたくにはマイナンバーを取っていただくことが必然のことになるというふうに思いますので、町としてもマイナンバーの取得を積極的に進めさせていただいて、その上で保険証にひもづけをしていただくと、そのようにしていきたいと思っております。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第72号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第13、議案第72号 令和6年度関ヶ原町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第72号について御説明申し上げます。

歳出の主な内容につきましては、児童手当法の改正に伴う児童手当支給対象の拡大等による児童手当の不足見込み1,165万円、岐阜県の関ヶ原古戦場整備活用事業費補助を活用した笹尾山伐採整備工事571万3,000円、西町交差点改良工事に伴う防災行政無線移設工事費162万8,000円、また、福祉医療費助成事業補助金の令和5年度事業費確定に伴う返還金322万1,000円など、総額4,535万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億6,927万3,000円とする令和6年度一般会計補正予算（第5号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせますが、人件費関係につきましては、会計年度任用職員の勤務形態の変更に伴う不足見込み分等でございますので、詳細説明は省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これから詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、歳出から順次説明願います。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 失礼をいたします。

議案第72号につきまして詳細説明をさせていただきます。

歳出より御説明をさせていただきますので、議案書23ページ、よろしくお願いをいたします。

総務管理費、一般管理費の職員手当等でございますが、こちらにつきましては、児童手当法改正に伴う対象年齢の拡大に伴う職員の児童手当不足見込み分で93万円を補正させていただくものでございます。

また、国庫支出金の24万7,000円でございますが、こちらにつきましては、同法改正に伴うシステム改修の業務委託経費につきまして、本年6月の議会、補正予算においてお認めをいただいたところでございますが、補助対象の有無が明確でなかったことにより、一般財源にて計上されておりましたが、その後、職員の児童手当拡充に伴うシステム改修経費につきましても補助対象となったところにより、関係経費の財源組替えを行うものでございます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 企画費、委託料、公園及び公民館周辺整備検討業務200万円、本業務は、令和4年度に検討を行ったこども園及び中央公民館等整備検討業務委託の成果に基づき、公民館周辺の整備手法の整備・検証を行うとともに、住民からのニーズが高い公園について、3か所程度の候補地から、規模、機能、アクセス性、法規制、事業の確実性、迅速性など総合的な視点から比較検討を行うものでございます。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 次の生活安全対策費でございます。

こちらの工事請負費でございますが、岐阜県におきまして、西町交差点の改良整備が行われる予定でございます。それに伴いまして、道路占用を受けております現在の防災行政無線屋外拡声子機の1基が整備の支障となるということから、道路管理者より移設の要請がございましたので、移設に伴う関係工事費162万8,000円をお願いするものでございます。

○住民課長（西村克郎君） 民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の職員手当等、時間外勤務手当37万6,000円でございますが、自立支援事業等の事務の予算が不足するためお願いするものでございます。

扶助費50万円でございますが、障害者自立支援事業の装具等の給付増により、今後の見込み分をお願いするものでございます。

償還金利子及び割引料372万2,000円でございますが、令和5年度障害者自立支援給付費等負担金の事業費確定に伴う返還金でございます。

繰出金21万3,000円でございますが、国民健康保険特別会計の職員手当等分の繰出金でございます。

福祉医療費、償還金利子及び割引料322万1,000円でございますが、こちらも令和5年度県福祉医療助成事業補助金の事業費確定に伴う返還金でございます。

児童福祉費、児童福祉総務費の償還金利子及び割引料570万7,000円につきましても、令和5年

度の障害児入所給付費等負担金の事業費確定に伴う返還金でございます。

24ページをお願いいたします。

児童措置費、扶助費1,072万円でございますが、本年10月分以降の児童手当支給の拡充及び支払回数の見直しに伴いまして、6月補正によりシステム改修の予算をお認めをいただきまして、その後、支給対象者、支給金額の精査を行い、追加で必要となる予算をお願いするものでございます。よろしくお願いをいたします。

○診療所事務局長兼医療保健課長（山田 勝君） 衛生費、保健衛生費、健康増進事業費の償還金利子及び割引料でございます。6,000円ですが、令和5年度の感染症予防事業費国庫補助金の事業確定に伴う返還金で6,000円でございます。よろしくお願いをいたします。

○水道環境課長（坂東 崇君） 環境衛生費、需用費20万9,000円の修繕料ですが、ストックヤードで使用しているフォークリフトの定期点検におきまして、駆動側のタイヤの摩耗が激しく、早急な交換が必要と指摘を受けたため取替えをする費用の補正でございます。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 農林水産業費、農業費、農業振興費、国県補助金欄でございますが、県のニホンザル個体数調整捕獲事業に採択されまして60万5,000円の補助金をいただけるということになりましたので、右側でございますが報償費40万5,000円につきましては、捕獲報償金、需用費の20万円につきましては、捕獲のための餌代として、これを財源に予算計上いたすものでございます。

負担金補助及び交付金の51万3,000円につきましては、関ヶ原町鳥獣被害対策協議会におきまして、国の補助金を活用して今年度新たに玉地区に猿捕獲おりを購入しますが、国の補助金につきましては予算の範囲内ということでございまして、事業費148万3,900円に対しまして97万1,014円の交付内示となりましたので、事業に係る不足額を町から補助するというものでございます。

農地費の負担金補助及び交付金126万2,000円につきましては、農業集落排水事業会計への補助金でございます。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） 続きまして、25ページ、商工費でございます。

観光費の時間外勤務手当54万円につきましては、関ヶ原ナイト夜市、今年度から本格的に検討を開始した笹尾山周辺整備業務など新規業務への対応に伴う時間外勤務手当の執行、今後、秋イベント業務等、今後も時間外勤務手当の執行が見込まれることを考慮し、計上するものでございます。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 1つ飛びまして土木費の住宅費の住宅管理費の委託料185万5,000円につきましては、令和4年度より行ってまいりました6件の町営住宅明渡し訴訟が完結したことに伴います最終分の弁護士委託料、それからそれにつきましては終結しました案件におきまして、町営住宅に残置されたままになっているものの物件についての処理清掃委託費で

ございます。

その上に關係しますが、住宅管理費の補正に伴いまして、土木総務費に充当していました住宅使用料を組替えをするというものでございます。

○教育課長（徳永英俊君） 教育費、小学校費及び議案書の26ページをお願いいたします。

教育費、中学校費のそれぞれの目1 学校管理費並びに目2 の教育振興費は関連がございますので一括して御説明させていただきます。

戻りまして、議案書の25ページをお願いいたします。

小学校費の報酬196万2,000円の増額、職員手当等26万1,000円の増額、教育費、中学校費の学校管理費、報酬27万5,000円の減額。

申し訳ございません、26ページに戻っていただきまして、教育費の中学校費の学校管理費、報酬27万5,000円の減額、職員手当等24万5,000円の減額、旅費5万1,000円の増額につきましては、スクール・サポート・スタッフにつきまして小学校に配置しておりましたが、各学校当たり1名分の県の補助が創設されましたので、新たに中学校にも1名雇用をさせていただきます。

また、学校状況からはほえみ相談員と教育相談員の配置転換をさせていただきましたので、今回、会計年度任用職員の人件費の現計予算を精査させていただき、小学校費272万1,000円の増額、中学校費が46万9,000円を減額する補正予算を計上させていただきました。

続きまして、小学校費の教育振興費65万2,000円の増額、中学校費の教育振興費65万2,000円の増額は、6月の定例議会において令和元年に導入しました各小・中学校のセンターサーバー機器及び学習用コンピューター機器一式につきまして、無償譲渡による継続使用により切替えさせていただき、使用料及び賃借料の減額補正をさせていただきましたが、今回改めてサーバー機器について、継続使用によるメーカー保守料が別途必要となったため、9月議会におきまして、改めて1年分の保守料130万4,000円を小学校費、中学校費それぞれ2分の1に案分した65万2,000円を増額補正させていただきます。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） 続きまして、項5の社会教育費の1番の社会教育総務費でございます。

社会教育総務費の報償費1万1,000円と今須宿問屋場（山崎家）調査業務委託料95万1,000円につきましては関連しますので、一括して御説明申し上げます。

こちらにつきましては、昨年度末に今須宿問屋場（山崎家）の所有者から、今後の維持管理を町にお願いできないかとの打診がございました。町としましては、貴重な文化遺産であると思っていますが、文化財保護審議会にて調査審議していただくために、専門家による建造物の所見、図面作成等を用意したいと考えてございます。その所要額として、報償費1万1,000円、委託料95万1,000円を計上するものでございます。

続きまして、工事請負費でございます。

まず、関ヶ原古戦場活用整備工事（ランドデザイン）として571万3,000円を計上しているものでございます。具体的には、笹尾山周辺整備基本計画と同時並行で、今後の整備に影響を与えない笹尾山の眺望確保、景観向上を図るため、樹木伐採を実施するものでございます。伐採場所につきましては、平成28年度に整備したあずまや付近からの眺望確保及び笹尾山麓周辺に枯れ木が目立っていますので、この2か所を中心に伐採するものでございます。

財源としましては、事業費の3分の2となる県支出金、関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金380万8,000円を見込んでいます。

続きまして、関ヶ原本陣スタジイ保護工事でございます。

本スタジイの東の幹の傾斜の進行、南の幹の多くの枝葉により、周囲の民家や南の幹については電線にかかりそうということもございますので、早急な対応が必要であるということを樹木医から診断されたことを踏まえ、46万円を計上するものでございます。

財源としましては、事業費の4分の1となる県支出金、岐阜県文化財保護事業費補助金11万4,000円を見込んでいます。

そして、最後ですけれども、野上の松並木の枯死木の伐採工事でございます。こちらは令和6年5月頃より枯死で今後倒壊するおそれもございますので、早急に対応する必要性があるということを踏まえまして、55万円を計上するものでございます。

○地域振興課長（関東正晃君） 同じく社会教育費、歴史民俗学習館費、旅費の特別旅費7万8,000円につきましては、訴訟案件になっております関ヶ原検定に係る関係者の東京への出張旅費でございます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 続きまして、歳入のほうを説明させていただきます。

21ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫負担金につきましては、補装具費用及び児童手当の国負担分でございます。

国庫補助金、総務費国庫補助金、子ども・子育て支援事業費補助金24万7,000円は事業採択によるものでございます。

衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種生産体制等緊急整備補助金の減額でございますが、基金管理団体からの送金となるスキームに確定されたため、雑入への組替えを行うものでございます。

県支出金、県負担金につきましては、補装具及び児童手当分の児童手当の県負担分でございます。

22ページをお願いいたします。

県補助金、農林水産業費県補助金、野生鳥獣個体数管理事業費補助金60万5,000円は、同事業の県補助金でございます。

教育費県補助金、小中学校費補助金につきましては、事業採択によるものでございます。

関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金380万8,000円は笹尾山整備事業に、岐阜県文化財保護事業費補助金は関ヶ原本陣スタジイ保護事業にそれぞれ充てるものでございます。

繰越金でございますが、前年度繰越金2,986万4,000円を充当させていただきます。

雑収入につきましては、国補助金の組替え分でございます。

以上が、今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 23ページをお願いします。

企画費の公園及び公民館周辺整備検討業務委託料ですが、3か所ぐらい比較検討をしたいということですが、これはおおよその場所というか案があれば教えていただきたいのと、大体の事業費みたいなものも出るのかどうかお伺いします。

○議長（谷口輝男君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） 今、おおよそ検討している候補地は、笹尾山へ向かうルートのだこかを1点と、もう一点は公民館周辺、もう一点は、あと第3の候補地を今考えているところでございます。

もちろん事業費等も考えて、今後の財政状況を鑑みながら進めていく必要がありますので、事業費等ももちろん考えていくつもりでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（谷口輝男君） 6番 松井正樹君。

○6番（松井正樹君） 26ページの社会教育費、今須の間屋場（山崎家）に関しまして、パーマ屋さんの横のところですか。たしか今須騒動が起こったところやと思っているんですけど、ここには70代の女性の方が1人でお住まいでした。それで、冬かな、おうちでお亡くなりになってやったということです。独り住まいやで所有というの、その辺はどうなったのかなということと、いわゆる親戚の人でもいはるんかというのを聞きたいのと、調査業務を調査をしてもらうという趣旨でこの委託料をついているわけですけども、例えば平面とか、今言うた今須騒動のなれ初めとか、ここに刀傷があるよとかいうことを調査して、今後貴重な建物やとおっしゃいました。今のところどのように利用していくのかというのがおぼろげにでもあるのなら、その方向性を知りたいです。以上です。

○議長（谷口輝男君） 安部古戦場活用推進課長。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） 失礼いたします。

まず、2点御質問がございました。

まず1点目でございますけれども、実際の70代の方の身内の方、娘さんと認識しておりますけれども、身内の方がいらっしゃるしまして、今ちょっと関ヶ原町ではなくて遠方のほうにお住まいでございます。その方と今ちょっとやり取りというか、そういったことをしてございます。

それから調査でございますけれども、具体的にじゃああの建物としてどういう価値があるのかといったこともありますので、具体的には立平面図等で、図面できちっとそういった建物としての価値があるのかということと合わせて、ちょっとこの文化財の調査補償費1万1,000円計上してございますけれども、こちらは具体的には有識者の方に実際に御確認いただいてというか、じゃあ実際にその刀傷も含めてどういった価値があるかと、そういったことをお願いしたいということで計上をさせてもらっているものでございます。

○議長（谷口輝男君） 利用は。今後の利用。

町長。

○町長（西脇康世君） 山崎家の後の利用につきましては、私もこの間ちょっと現場を見てきましたけれども、私なりに見て非常に価値があるものだというふうに思っております。ただ、これを町のほうに移管していただけるという話が、これからの交渉がございますので、まだ確定ではございませんが、町としてはこんだけの価値のあるものをいかに公開していきたいと思いますが、ただ単に公開するだけじゃなしに、ほかに活用の方法がないのかということもこれから検討して行って、文化財にさせていただけるかどうか、そこら辺との並行の中で検討を進めていきたいと思っております。

何とか今後皆さん方にも見ていただいて、活用方法についてお知恵があればまた教えていただきたい、まだそういう段階でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 高木博之君。

○8番（高木博之君） 23ページなんですけれども西町交差点ですね、3年目か4年目になると思うんですが、具体的な改良工事の時期等が分かれば、あと負担金も当然要ると思いますので、その辺の金額等分かればよろしくお願いします。

○議長（谷口輝男君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 今年の予算の説明の折にもお話しさせていただきましたが、県の国道365の整備につきましては、今年度の単年度工事で整備をしていただくということになっております。

ただ、現在、今のところ発注がなされておらずで、今から発注しますと年度内に完了は

しないなあとちょっと思っているところでございます。多分繰越しになるんじゃないかなということで、来年度に少し工事は残るかもしれませんが、一応単年度で整備は完了するというところでございます。

それから、負担金についても、その節に予算は上げさせていただいたと思うんですが、すぐにはちょっと出てこないんですけど、予算書を見ていただければ分かるかなと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 今の関連ですけど、防災行政無線ですね、A I の放送になりまして、結構聞き取りにくいという御意見を寄せていただいているんです。ちょっとその辺操作が難しいらしくて、むしろ防災アプリのためにA I 化したということですので、防災アプリを勧めていただきたいという担当者のお言葉でした。

私も防災アプリを入れているんですが、非常に便利で何をしゃべっているのかも文字で分かるということで、非常に便利だなと思って、この間、老人会でもお勧めをしたんですが、現状どのような、アプリの取得状況とか分かりましたらお知らせください。

○議長（谷口輝男君） 澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 防災アプリ、非常に私もいろんな声を聞いておりまして、非常に分かりやすいというような声は聞いております。

広報紙とかそちらにもP R させていただいて、ただ件数につきましては、今ちょっと手元に資料がございませんので、まだまだ少ないかと思いますので、これから機会があるごとに皆さんにP R をして、一人でも多くの方が御利用していただけるように努力は努めたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（谷口輝男君） 8 番 高木博之君。

○8 番（高木博之君） すみません。田中議員と関連なんですけど、スマホを持ってみえる方は防災アプリを入れてみえない方も見えたんです。この間ちょうど見えたときがありましたので、職員の方に教えていただいてやってもらったんですが、またお年寄りの方とか分からない方が見えたら、その辺も積極的に進めていただければと。私からの要望ですけど、以上です。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第73号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第14、議案第73号 令和6年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第73号につきまして御説明申し上げます。

歳出に令和5年度の事業費確定に伴う県への返還金538万4,000円と職員の時間外勤務手当の不足見込み分、合わせて559万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億221万5,000円とする令和5年度国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

日程第15 議案第74号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第15、議案第74号 令和6年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第74号につきまして御説明申し上げます。

歳出に令和5年度の事業費確定に伴う国・県等への返還金4,197万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,142万5,000円とする令和6年度介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては、これも省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第75号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第16、議案第75号 令和6年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第75号について御説明申し上げます。

資本的支出において、藤古川浄水場のしゅんせつ用道路用地及び送配水管布設用地の確保に係る関係経費856万8,000円を追加する令和6年度水道事業会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） 失礼します。

議案第75号 令和6年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

議案書の38ページをお願いします。

資本的支出の建設改良費、原水及び浄水施設建設改良費の856万8,000円の補正ですが、藤古川ダムに堆積をした土砂のしゅんせつを行うため、大垣土木事務所におきましてしゅんせつ用道路の整備をいたしました。将来にわたり継続的に土砂の搬出を行うに当たり、町において管理を実施していくこととなり、また、昨年度実施したつり配管を整備した右岸箇所についても地権者の要望があり、今後、管理のため用地を購入することといたしましたので、土地購入費としまして343万4,000円、また、委託料としまして、登記委託料及び用地測量委託料で513万4,000円の増額補正をさせていただくものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第76号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第17、議案第76号 令和6年度関ヶ原町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第76号について御説明申し上げます。

収益的支出において、門前マンホールポンプ水位計取替え修繕など修繕費126万2,000円を追加する令和6年度農業集落排水事業会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） 失礼します。

議案第76号 令和6年度関ヶ原町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

議案書の44ページをお願いいたします。

収益的支出の農業集落排水事業費用、営業費用、管きよ費の修繕費の126万2,000円の増額につきましては、マンホール周りの舗装の破損や段差が生じている箇所があり危険であるため、補修しようとして31万円、また、門前マンホールポンプにおいて水位計が故障し、バックアップのフロート運転中であるため早急な補修が必要なため、95万2,000円を補正するものでございます。

続きまして、上段の収益的収入の農業集落排水事業収益、営業外収益、他会計補助金としまして、一般会計補助金より126万2,000円を充てております。

続きまして、42ページのほうをお願いいたします。

第3条の他会計からの補助金につきまして、他会計補助金を126万2,000円増額しましたので、3,681万円を3,807万2,000円に改めさせていただくものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） マンホール周りの舗装補修ということですが、これはどういう原因でこういう状況になるのか伺いたいのと、実は歩道にもそういうところがあって、地元からも要望が出ておると思うんですけど、ここではありませんが、どのような状況でしょうか。

○議長（谷口輝男君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） 施工してから数年たちますと、やはりマンホール周りで、マンホールはそのままあるんですけど、周りの道路が下がるという形で段差が生じるということで、そういうことが各マンホールの箇所で起こっているということでございます。

○議長（谷口輝男君） よろしいですか。

児玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） そういった要望ですね、そういったときにどうしているかという御質問があったと思うんですけど、都度対応ということでございまして、基本的には明らかに転圧不足とかでマンホール周りが沈下したとかそういったときにつきましては、水道環境課のほうのやはり対応ということで処理しておりまして、そうでない自然沈下といえますか、なだらかな沈下が起きていると、歩行にちょっと支障があるんじゃないかというようなお話も結構ございますが、そういった点については産業建設課のほうで対応をさせていただいているというような実態でございます。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時15分

○議長（谷口輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 報告第5号について（提案説明・質疑）

日程第19 議案第77号から日程第27 議案第85号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（谷口輝男君） 日程第18、報告第5号 令和5年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから日程第27、議案第85号 令和5年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定についてまでを一括して議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） ただいま一括上程されました報告第5号及び議案第77号から議案第85号の決算関連につきまして御説明申し上げます。

このことにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政の健全化判断比率と資金不足比率を報告するとともに、地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度一般会計及び各特別会計決算並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により、企業会計決算をそれぞれ監査委員の審査意見を付して議会の認定を求めるものであります。

御審議の上、認定賜いますようお願い申し上げます。

なお、主要事業の成果につきましては、お手元に配付の令和5年度主要施策の成果及び決算分析表をもって説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、報告第5号の健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。実質赤字比率並びに連結実質赤字比率につきましてはカウントされませんでした。実質公債費比率は10.3%、

将来負担比率は19.8%となり、資金不足比率につきましては各会計ともカウントされませんでした。

次に、議案第77号から議案第85号の決算認定についてであります。

令和5年度の一般会計決算規模は、歳入44億9,060万3,000円、歳出41億6,141万2,000円となったところであります。これを令和4年度と比較いたしますと、歳入は1億6,920万9,000円の減、歳出は1億1,406万2,000円の減となりました。

実質収支といたしましては、3億2,692万円の黒字決算となったところであります。

次に、7つの特別会計におきましては、歳入総額が34億6,730万3,000円、歳出総額31億4,303万5,000円となり、令和4年度と比較して歳入は1億2,279万2,000円の増、歳出は9,544万4,000円の増となりました。

歳出の増加の主な要因は、介護保険特別会計における介護給付費の増、公共下水道道事業特別会計における浄化センターの建設工事委託に関する協定委託料等によるものでございます。

また、企業会計の水道事業会計は、収益が1億7,375万8,000円、費用が1億8,331万8,000円で、当年度純損失は956万円で赤字決算となりました。

建設改良工事においては、平井・藤古川浄水場間総配水管整備工事を実施し、平井配水池から藤古川浄水池へ送水が可能となったところでございます。

以上をもちまして、一括上程されました令和5年度の各会計決算の提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

なお、一般会計の令和5年度財政状況の概要につきましては、企画政策課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） それでは、私のほうから、一般会計の決算概要について、決算分析表より説明をさせていただきます。

こちらをよろしくお願いいたします。

15ページをお願いいたします。

一番右の欄、令和5年度の一般会計決算ですが、町長の説明のとおり歳入は44億9,060万3,000円、歳出が41億6,141万2,000円となりました。実質収支額は3億2,692万円の黒字決算となり、その額は前年度より5,741万8,000円の減となりました。

当年度は財政調整基金に積立てを1,090万円行い、基金取崩しを行わなかったため、実質単年度収支は4,651万8,000円赤字となりました。

標準財政規模は、地方公共団体の経常一般財源の規模を表すもので、前年より減となり、29億5,054万5,000円となりました。

基金残高につきまして、財政調整基金5億8,900万8,000円、減債基金4億6,400万2,000円、

その他特定目的基金を合わせた合計16億1,159万9,000円となっております。また、地方債残高は35億2,337万1,000円でございます。

16ページは、一般会計のほか特別会計の地方債残高となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

本町の令和5年度の主な財政指数でございますが、地方公共団体の財政力を示すもので、1に近いほどよいとされております財政力指数（3か年平均）につきましては0.452、実質収支比率が11.1%、経常収支比率、財政構造の弾力性を示すもので低いほどいいわけでございますが88.5%、実質公債費比率3か年平均は10.3%、将来負担比率が19.8%、財調比率が20.0%となりました。

また、この決算分析表でございますが、2ページから12ページにつきましては、総合計画の6つの基本目標とそれぞれの施策項目別に成果事業費をまとめさせていただいております。

決算の概要につきましては、13ページ、14ページにつきまして文章で表しております。19ページ以降につきましては、それぞれの目的に沿って分類し、各年度について推移を表しておりますのでございます。

また、各表につきまして、下段に令和5年度の決算の特徴を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

最後に、実質収支額のうち、地方自治法第232条の2の規定による基金繰入額でございますが、余剰金の処分として財政調整基金に5,000万円を積み立てさせていただきました。

以上、簡単ではございますが、財政状況の説明とさせていただきます。

○議長（谷口輝男君） ここで、監査委員から審査結果の報告を求めます。

監査委員 子安健司君。

○監査委員（子安健司君） それでは、御指名を受けましたので、決算の審査結果について御報告をさせていただきます。

令和5年度一般会計、特別会計、水道事業会計の決算審査及び基金運用状況の審査につきましては、去る8月9日、会計管理者、各課長、関係職員同席の下、早野代表監査委員と共に歳入歳出決算書、同・事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等を関係諸帳簿と照合いたしまして審査を行いました。

審査の結果につきましては、各会計とも関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であることを認め、かつ予算の執行状況につきましても適正であることを認めましたので、ここに御報告をいたします。

以上、簡単でございますが、決算審査の御報告とさせていただきます。

○議長（谷口輝男君） これより報告第5号 令和5年度関ヶ原町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これで報告第5号の報告を終わります。

ここでお諮りいたします。日程第19、議案第77号から日程第27、議案第85号までについては、決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第77号から議案第85号までについては、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することに決しました。

なお、会期中の審査として最終日に採決いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

お諮りいたします。議案第77号から議案第85号まで決算審査特別委員会に審査を付託することに決しましたので、質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑は省略することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

○議長（谷口輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時30分

○議長（谷口輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に松井正樹君、副委員長に田中由紀子君が選任されましたので、

御報告いたします。

なお、決算審査特別委員会は、９月６日金曜日、９月９日月曜日、両日とも９時から開催されることに決められましたので、御報告いたします。

散会の宣告

○議長（谷口輝男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。明日４日から１７日までの１４日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日４日から１７日までの１４日間は休会とすることに決しました。

来る９月１８日は午前９時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。

なお、一般質問の締切りは１０日の午後５時までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前１０時３２分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 谷 口 輝 男

会議録署名議員 松 井 正 樹

会議録署名議員 高 木 博 之

